（代理人申立用）

千葉地方裁判所　　　　　　　　支部　御中

申　立　人

**オ ー バ ー ロ ー ン の 上 申 書**

申立人は不動産を所有しておりますが、以下のとおりオーバーローンの状況にありますので、当該不動産に関しては同時廃止に支障がないことを上申します。

　　（被担保債権残額）　　　　　　　　　　　　　　円

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　＝　約　　　　　　倍

（　評　価　額　）　　　　　　　　　　　　　　円

なお、算出根拠は下記のとおりです。

記

１　不動産の特定

添付の不動産登記事項全部証明書

２　被担保債権の残額

□添付のローン残高証明

□極度額（根抵当権で被担保債権額が極度額を超える場合）

３　評価額

　　　添付の書面（チェックを付したもの）

　　　□　固定資産評価証明書

　　　□　近隣の取引事例について複数の取引業者からの電話聴取書

　　　□　複数の取引業者の査定

　　　□　競売の売却基準価額が分かる資料（評価書・期間入札の通知書等の写し）

　　　□　独自の鑑定評価書（正式鑑定・簡易鑑定）

　　　□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

＊オーバーローンと認められるのは、残債務額が時価の１．５倍以上ある場合です。

＊通常、オーバーローンの資料として固定資産評価証明書を提出してもらっていますが、

固定資産評価より実勢価格が高い地域については、複数業者の査定書の平均額により判断しているため、その査定書を提出してもらう場合があります。

＊共有物件で全体に担保権が設定されている場合の評価額及び被担保債権額は、持分部分のみについてのものではなく、**不動産全体についてのもの**を記載してください。